

石川県公報

令和4年1月18日

第13474号（火曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告		
○保安林の指定施業要件の変更予定	(森林管理課)	1	○指定希少野生動植物種の指定のための公聴会の開催公 告 (同)	3
○石川県庁舎総合案内等業務委託に係る企画提案の募集 公告	(県民交流課)	2	○公共測量終了公告 (監理課)	4
○指定希少野生動植物種の指定に係る公告	(自然環境課)	3	○開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告 (建築住宅課)	4

告 示

石川県告示第23号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和4年1月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
七尾市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び七尾市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
七尾市庵町タビノ木17の3
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び七尾市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

石川県庁舎総合案内等業務委託に係る企画提案の募集公告

次のとおり企画提案の募集を実施する。

令和4年1月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

石川県庁舎総合案内等業務

(2) 委託業務の内容

「石川県庁舎総合案内等業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)で指定する内容

(3) 委託期間

令和4年4月1日(金)から令和5年3月31日(金)まで

2 参加資格者

石川県庁舎総合案内等業務受託者選定に係る企画提案書提出要領に示す参加資格を全て満たす者とする。

3 仕様書等の交付場所等

(1) 交付場所及び問合せ先

〒920-8580

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県県民文化スポーツ部県民交流課広報広聴室

電話番号 076-225-1362

(2) 交付方法

次のいずれかの方法で入手すること。

ア 書面による交付

(1)の交付場所において交付する。

イ 電磁的方法による交付

石川県ホームページ(<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenmin/sougouannai/04proposal.html>)に掲載し、ダウンロードする方法により交付する。

(3) 交付期間

令和4年1月18日(火)から同年2月2日(水)までの午前9時から午後5時まで

4 企画提案書の提出場所等

(1) 提出場所

3(1)の交付場所に同じ。

(2) 提出期限

令和4年2月2日(水)午後5時(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送

5 審査の方法

2の参加資格等を満たすと認められた者の提出した企画提案について、書面審査及びプレゼンテーションを実施し、委託候補者を選定する。

6 その他

(1) 提出された書類の作成及び提出に要する費用は、全て参加者の負担とする。

- (2) 提出された書類は、提出期限後は返却しない。
- (3) 提出された書類は、選定作業のため必要最小限の範囲で複写することがある。
- (4) 提出された書類の機密保持には、十分に配慮する。

指定希少野生動植物種の指定に係る公告

ふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成16年石川県条例第16号）第140条第1項の規定により、指定希少野生動植物種を指定するため、その指定の案を石川県生活環境部自然環境課に備え置いて、この公告の日から2週間公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該縦覧期間が経過する日までの間に、知事に指定についての意見書を提出することができる。

令和4年1月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

指定希少野生動植物種の指定

1 指定する種

分 類	種 名(和 名)	科 名
植 物	カザグルマ	キンポウゲ科

2 指定の理由

当該種は、生育地が局限され、人為的影響等により個体群が危機的水準まで減少し、特にその保護を図る必要があるため。

指定希少野生動植物種の指定のための公聴会の開催公告

ふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成16年石川県条例第16号）第140条第6項の規定により、指定希少野生動植物種の指定のための公聴会を次のとおり開催する。

令和4年1月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 開催期日及び場所

令和4年2月9日(水) 午前10時から

石川県行政庁舎 8階801会議室

2 指定する種

分 類	種 名(和 名)	科 名
植 物	カザグルマ	キンポウゲ科

(指定の案については、令和4年1月18日から同年2月1日まで石川県生活環境部自然環境課に備え置いて縦覧に供する。)

3 公述の申出

(1) 申出の期限

令和4年2月1日

(2) 申出の手続等

公述人として意見を述べることができる者は、石川県内の住民とし、意見を述べようとする場合は、(1)の期限までに、別記様式による意見申出書を4(1)の提出先に提出すること。

なお、同趣旨の意見が多数ある場合は、一部の者を公述人に選定することがある。

4 その他

(1) 意見申出書の提出先及び問い合わせ先

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県生活環境部自然環境課

(2) 公述の申出がない場合

3(1)の期限までに申出がない場合は、公聴会を開催しない。

なお、その場合は、当該期限が経過した後、その旨県公報に登載する。

(別記様式)

意 見 申 出 書

令和4年2月9日に開催される指定希少野生動植物種の指定のための公聴会において、次のとおり意見を公述したいので申し上げます。

年 月 日

石川県知事 様

住 所

(電話番号)

氏 名

生年月日

職 業

意見の要旨 別紙のとおり(注)

(注) 意見の要旨及びその理由を具体的に、400字詰め原稿用紙1枚以内に、横書き、楷書で書いてください。

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、金沢市長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年1月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (金沢市基本図データ修正)	令和2年8月31日から 令和3年3月19日まで	金沢市域より南部の国有林地域を除いた区域

開発行為及び公共施設に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく次の開発行為及び公共施設に関する工事が完了した。

令和4年1月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者
河北郡津幡町字太田は134番1、 134番5から134番14まで	道路 河北郡津幡町字太田は134番13、 134番14	河北郡津幡町字太田は198番地1 山岸建設工業株式会社